

○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十年七月一日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第四十三号「ブラジル連邦共和国」
を「ブラジル」に改め、「輸入される」の下に、「ケ
ント種及び」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。